



親の会だより

第78号平成26年6月発行

東大阪市手をつなぐ親の会
(年3回)

(題字 吉岡名誉顧問)

総会を終えて

会長 坂本 ヒロコ子

私は大阪手をつなぐ育成会の理事長として、各市の親の会の総会に参列させていただくようになりました。そのどこの市の総会にも、東大阪市手をつなぐ親の会と同じように市長さん、議長さん、関係部の部長さん、関係施設の方が総会に列席され、親の会活動の応援をされていました。

どこの市でも親の会は、知的障がいのある人の代弁者として重要な役割をもっているのだなと感じました。

現在、私は知的障がいのある人の代表として、東大阪市社会福祉審議会の委員として、去年は、第3次東大阪市障害者プラン(H26～H32年)、第4期地域福祉計画(H26～H30年)の策定に、今年はH26年からの障害福祉計画策定に参画しております。東大阪市自立支援協議会では、権利擁護部会の部長として、東大阪市における障がい者虐待対応のフローチャート作成、現在は触法障がい者の支援について、障がい者差別解消の取り組みについて、東大阪市ではどうしたのがいいか検討しております。

また、副会長の瓜生さんは、障害者キャンペーン実行委員長として、ふれあいのつどい、障害者駅頭キャンペーンの指揮をとっています。

このように、知的障がいのある人の代弁者として皆様の思いを伝えさせていただいております。

1月20日、我が国は「国際障害者権利条約」に批准し、2月19日から発効となりました。

私達が望んでいた条約の発効です。

日本で！大阪で！東大阪で！私達の子どもの権利が、親ある時も親亡き後も守られるよう今後も、皆様と一緒に活動していきたいと思っております。

今年度もよろしく願いいたします。

全国手をつなぐ育成会連合会＜第1回 権利擁護セミナー＞に参加して

副会長 原田 二三恵

『障害者差別解消法で何が変わるか～育成会に求められる役割』と題して、新しい組織となっはじめてのセミナーが、権利擁護の部門を受け持つ兵庫県の育成会の方々のお力添えで開催されました。

久保会長の挨拶の中に、皆さんが不安に思っておられることを申し訳なく思っている。でも法人を返上したことをマイナスイメージでは捉えていないという話がありました。

これからの法人は、地域で暮らしにくい人たちにどれだけ支援の手が届いているかが問われていて、法人の数は現在の半分になるだろうともいわれているそうです。サービスの事業をしていない育成会もその対象になり、各支部がバラバラになりかねない状況も考えられ、そのような状況の中、育成会活動が大切だからこそ、自ら法人を返上し、先をみこして地域の育成会活動を大事にしていきたいというプラス思考で考えているとのことでした。

この活動の先頭を切って開催されたのがこのセミナーでした。社会情勢にあわせて『変わっていかねなければいけないことと 変わってはいけなないこと』がある。『変わってはいけなないこと』は『本人の権利を守っていかねばならないこと』で、これは『育成会活動の原点』であり、全国手をつなぐ育成会連合会としての権利擁護セミナーの第1回の開催は、意味あるものと考えたと話されました。そして、それにふさわしい講演とシンポジウムでした。

野沢和弘氏の講演から・・・障害者差別解消法について・・・

自立支援法改正・虐待防止法・障害者基本法改正・総合支援法そして障害者差別解消法と障害者の施策が進展してきた背景には、障害当事者を中心とした部会か作られ議論が重ねられてきたこと、障害者問題に熱心な議員が綿密に連携したことが原動力になっていたこと、なかでも障害者差別解消法は、安倍内閣のもと衛藤晟一議員が高木美智代議員・山本博司議員らと連携して、自公民の3党協議を重ね、何度も挫折しそうになりながらも成立へ漕ぎつくことが出来たそうです。

「障害者基本法の理念に則り・・・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に資すること」。これが障害者差別解消法の第1条が定めた目的です。この法では「差別的取り扱い」と「合理的配慮義務違反」の二つを差別の種類に規定しています。

「合理的配慮」とは個別的具体的な場面である障害者の特性を理解して例外的に特別扱いすることをいいます。例えば、障害を理由に入社試験を受けさせなかったことは、典型的な「差別的取り扱い」。入社試験を受けた車椅子の障害者を採用したが、車椅子用のトイレがなかったら実質的に差別をなくしたとはいえない。車椅子用トイレに改修することを合理的配慮といい、合理的配慮がないことも差別としたのです。このことは「合理的配慮義務違反」として、公的機関に対しては責任や役割を課した「法的義務」を、民間には緩やかな「努力義務」を課しています。

注意すべきは、障害者側から意思の表明がない限りは相手側に合理的配慮の義務が生

じないということです。付帯決議として「障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合には家族等が本人を補佐して行うことも可能である」と定められています。

法施工までの3年間、現実の差別を解消するために実効性のある措置として、政府は行政機関と民間事業所に対する基本事項を作成して示し、これを受けて交通、医療、福祉、教育など分野ごとに何が差別に当たるのかの基準について事例などを交えてわかりやすく解説したガイドラインを策定。そして、より実効性を担保する措置として都道府県や市町村に『障害者差別解消支援地域協議会』の設立も盛り込まれています。

国のガイドラインに任せるだけでなく日常生活の具体的な場面で何が差別に当たるのか、どのような合理的配慮を求めることが出来るのかは今後、育成会として検討していかなければならないだろうと話されていました。

法律ができただけで差別がなくなるわけではありません。この法律を活かすために当事者側の積極的な取り組みが必要です。私たちが、声をあげていかなければなりません。差別を受ける側が動かなければ、せつかくの制度も絵に描いた餅に終わりがねないと指摘を受けました。

午後からは、田中正博氏の司会で、コーディネーターに野沢和弘氏、シンポジストとして久保厚子会長、弁護士関哉直人氏、社会福祉士細川端子氏を迎えて「障害者差別解消法と育成会に求められる役割りについて」と題してシンポジウムがありました。

その中で、関哉氏によってまとめられた「差別に関する意識調査アンケート・集計結果」(差別の実態調査から その差別が差別解消法で対応できるか、どの様に解決につなげていくか検証することを目的にしたもの)の報告をしたいと思います。

差別を受けたという回答は55%。その場面は、学校・教育の場が42%、近隣からが39%で、より身近な場面で障害に対する理解を深めていくことの働きかけが必要です。

具体的な差別の内容から見えてきたこととして、自分たちには関係ないと思っている障害に対する「無理解」が差別の原因であり、幼少期からの教育、地域との交流が必要という意見が多くありました。今後、ガイドラインや事例の蓄積により、差別の内容は、さらに明らかになってくると思われるが、本人の存在に対して社会の意識の欠如(障害のある人が社会の一員として認識されていない)も重大な差別として捉えられています。

本人の存在に対する社会の差別の「意識」は法律だけでは解決できない問題といえます。幼少期からの教育における障害のある人の認知、地域社会との交流、地域全体のネットワークを通じた啓発が課題であり、特に地域での差別解消の重要性が明らかになった今、地域での幼少期からの活動を含めた地道な活動が求められ、地域社会への参加などの取り組みに加え、地域の育成会が重要な拠点となることが期待されるだろうと話されました。

育成会会員対象(670件)のアンケートの中の「障害者差別解消法が成立したことをご存知でしたか」の設問に約半数が知らなかったという回答でした。28年施行にむけ、まず、法律の周知が必要であることがわかります。人格と個性を尊重した共生社会の実現に向けて制定された差別解消法について、まず、学んでいかななくてはと強く思いました。

ぶら〜り施設訪問

先日、今年5月にスタートしたばかりの街なかにある「とうふく布施」にお邪魔しました。

布施福祉作業所と第二布施福祉作業所が統合。就労継続B型（10名）と生活介護（30名）、短期入所（定員4名）の多機能型事業所です。

横井所長に案内していただきました。まず、4階の短期入所「ムーン」。現在は月4〜5回利用していただいているが、お世話人さんが見つかり次第、本格的に稼働できるようにしたいと話されていました。

3階は事務室とコミュニティスペース（食堂として使っている）。

2階は作業訓練室が更衣室を挟んで2部屋あり、まず、「ミント班」にお邪魔しました。「エイエイオー！！」のかけごえで仕事をスタート。ミント班は個人個人に合ったプログラムを目指して取り組まれていて、リラックスできる場所も設けられていました。

更衣室の向こう側には「タイム班」の方が軽作業をされています。圧倒的に女性の方が多く、「おばちゃん、何しに来たん？」と気軽に声をかけてくれ、和やかな雰囲気を感じられました。利用者さんに感想を聞いてみると「新しいところが良い」と答えてくれました。

1階は「カフェ班」と「古紙回収班」。今日は古紙回収班の方には会えなくて、お話しを聞くことができませんでした。カフェ班は2グループに分かれて、①午前はカフェ、午後からは軽作業、②午前は軽作業、午後からはカフェとメリハリをつけています。この日、軽作業をされていた利用者さんは「新しくなって良かった！」「新しい作業所にも慣れました。」と話してくれました。

近くにいた職員の方から、カフェ『あじろの樹』オープン前のエピソードを聞かせていただきました。利用者さんがホールのスタッフとしてお客さんに水を出す時コップの上を持ってしまう、コップの上は口に触れるところなので、下を持つように何回も何回も練習されたそうです。その甲斐あって、今では下を持って出せるようになりました。

1階カフェ『あじろの樹』に行くと、愛犬と一緒にお客さんが外のテーブルにおられたので話しを聞いてみると「とっても良くしてもらっています。」との声をいただきました。ホールスタッフの利用者さんは「立ち仕事なので大変！疲れた時は、状況を見て休憩室で休みます。」と。取材中、お客さんが帰られると、指示をされなくてもトレイを持って片づけをされていました。

横井所長は「野田市長に、“地域のランドマークになればいいね。”の言葉に“そうやなあ”と思いました。外に出ていくことも大事だけど、外に出ていくと中が手薄になる。それだったら、地域の人に来てもらって事業所も地域も活性化していく。その中で利用者さんも地域の中で暮らしやすくなり、自分の存在を発揮していくことができる。それを目指したい。そして、カフェもメニューを増やし、美味しい物を提供していきたい。」と意気込みを語って下さいました。

最後に、取材に協力していただいた利用者の皆さん、職員の方々本当にありがとうございました。